

- 10、風呂を改善擴張し清水を使ふこと
 - 11、通勤手當を一日拾錢宛支給すること
 - 12、人道の改善を急なすこと
 - 13、機械方の賃金を三割値上すること
 - 14、卷方を三交替に改めること
 - 15、修繕方を一名増員すること
 - 16、本争議に對し犠牲を見ざることを
 - 17、争議中日給費用金額會社負擔のこと
- 組合幹部並に影響分子を中心に交代時に當日入坑阻止をなして奏效し全員九日朝罷業に入るや組合書記長川上利徳並に争議團代表は坑主に會見前記要求をなしたるも即時拒絕せらる

十五 經

過

要求拒絕せらるるや納屋を中心にピラを撒布し氣勢を擧ぐる處あつたが其の後何等の對策指導も持たざる爲納屋に待期中の者並一般稼働者間の統制つかず一方會社側の説得により漸次組合から離れて就業を希望する者續出し翌十日一番方より就業し十一日には殆んど常態に復したり。かくて九州鑛山労働組合に在りては確固たる對策なき爲面月上却つて早急なる解決を希望するに至り一方炭坑側に在りても同様速かに解決を計らんとして双方共其の調停方を所轄飯塚署に依頼したる結果十一日午後三時左の調停案にて解決するに至つたのである。

十四 解決事項（調停案）

- 1、關係坑夫三名は自發的に退坑すること
- 2、採炭夫賃金は適當の時機に昇給す